

FAO/WHO 合同食品規格計画(コーデックス委員会)の概要

1. FAO/WHO 合同食品規格計画(コーデックス委員会)とは

FAO/WHO 合同食品規格計画(コーデックス委員会)は、1962年に、FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同で設立した国際政府間組織である。

その設置主目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を保護するとともに、公正な食品の貿易を確保することである。コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO(世界貿易機関)の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられている。事務局はイタリアのローマにあり、現在 173 カ国及び1機関(欧州共同体)が加盟しており、我が国は 1966 年に加盟している。コーデックス委員会は、総会の他、執行委員会、20 の課題別の部会、1 の特別部会と、6 の地域調整部会により構成されている(参考:コーデックス委員会組織)。

2. コーデックス規格とWTO(世界貿易機関)協定との関係

コーデックスで採択された規格については、加盟国が全てそのまま自国の制度に取り入れる義務はないが、状況に応じてその規格を自国の制度に取り入れるよう推奨されている。

一方、WTO(世界貿易機関)の一協定として、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)」が 1994 年に合意された。SPS 協定では、「WTO 加盟国の衛生植物検疫措置は、十分な科学的根拠に立脚していなければならない(第 2.2 項)」、「もし国際規格が存在するならば、それに基づいていなければならない(第 3.1 項)」とされており、コーデックス規格が食品の国際規格とされている。SPS 協定には、「もし科学的に正当性を証明できるか、リスクアセスメントによって適当と判断されれば、国際規格によるよりも高レベルの保護をもたらす衛生植物検疫措置を用いることができる(第 3.3 項)」と規定されているが、各国の食品衛生規制をコーデックス規格に調和させることが基本となっている。

SPS 協定の概要：

加盟国が、ヒト、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置(衛生植物検疫措置)をとる権利を妨げることなく、措置の貿易に対する悪影響を最小限にするため、原則国際基準の採用、透明性の確保等、措置の実施に当たっての指針となるルールの国際的な枠組みを定めたもの。

3. コーデックス規格等の作成手順

コーデックス規格ができるまで、通常8ステップが必要

- STEP 1 新しいコーデックス規格を作る決議を総会で採択。
- STEP 2 提案国と関心国で最初の規格原案を作成。
- STEP 3 規格原案について各国政府等がコメントを提出。
- STEP 4 部会会議で規格原案を修正し、ステップ5に進めるか検討。
- STEP 5 規格原案について各国政府等のコメントを求め、そのコメントに基づき総会が規格案としての採択を検討。
- STEP 6 ステップ3と同様に、規格案について各国政府等がコメントを提出。
- STEP 7 ステップ4と同様に、部会会議において必要に応じ規格案を修正し、ステップ8に進めるか検討。
- STEP 8 規格案について各国政府等のコメントを求め、そのコメントに基づき総会が規格として採択するか検討。

4. コーデックス活動の担い手

各国政府コーデックス担当

省庁間の調整、利害関係者との調整、対処方針の決定、書面意見の提出、コーデックス各会合への出席、文書管理・情報提供など

部会・特別部会のホスト国

議長任命、会議場の提供、通訳・翻訳・印刷費用の負担、技術的問題の分析、意見対立の調整など

FAO/WHO 合同食品規格計画事務局

部会ホスト国との連絡調整、部会の議長補佐・議事録案作成、各国コーデックス・コンタクト・ポイントとの情報交換、作業文書作成、総会・執行委員会の開催、出版・情報提供など

コーデックス会合への参加者

- 各国政府代表団
- 国連機関のオブザーバー
- 国際機関のオブザーバー
- 非政府機関のオブザーバー
- 一般聴衆、報道関係者

5. コーデックス委員会と専門家会議の関係について

リスク管理機関的役割を担うコーデックス委員会とは独立して、コーデックス委員会やFAO及びWHOの加盟国などに科学的なアドバイスを提供する機関として、以下のような専門家会議が設立されている。

- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA):食品添加物、汚染物質、動物用医薬品等のリスク評価を行う
- FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR):農薬の残留レベルや農薬の一日摂取許容量(ADI)について科学的評価を行う
- FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA):微生物による食品危害のリスク評価等を行う

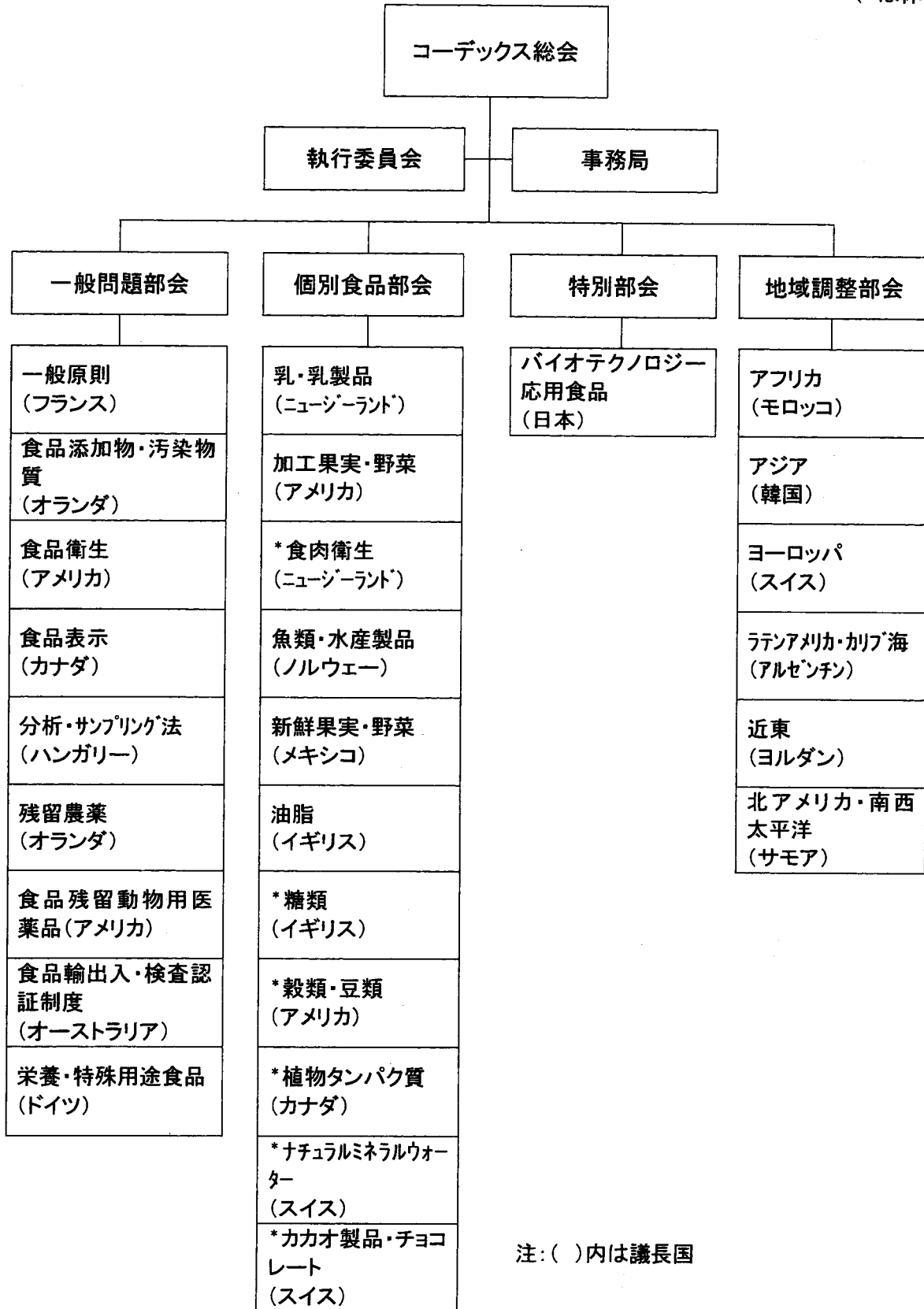
6. コーデックス各部会の構成及び権限の検証

第28回コーデックス総会(2005年)において、コンサルタントから提出されたコーデックス各部会の構成及び権限に関する検証報告並びに執行委員会の意見を踏まえて、以下の項目について推進していくことを確認した。

- 新規作業の優先順位付け
- 新規作業の検討年数限定
- メール等による活動の拡大
- コーデックス事務局内の連携強化
- 作業部会等の活用
- 部会のマネジメント機能重視
- 食品添加物・汚染物質部会の分割
- 食品添加物一般規格の整理・統合

コーデックス委員会組織(仮訳)

(*は休会中)



総会：国際食品規格の採択、コーデックスに関する意思決定を行う。近年は毎年開催されている。

執行委員会：総会議長、副議長及び各地域代表国等が出席して、通常年に2回開催されている。総会での審議事項やコーデックス委員会の組織運営等についての審議、コーデックス規格の予備的な検討、コーデックス委員会の戦略的計画、予算の精査などを行う。

課題別部会：食品衛生や食品表示など食品全般に関わる規格基準等について検討する「一般問題部会」と、個別品目の規格について検討する「個別食品部会」がある。

<一般問題部会>

- 一般原則部会
 - 主な委託事項
 - コーデックス委員会における手続き並びに一般的な事項(各部会に対するガイドラインの策定・認証を含む)を取り扱う
 - 主な策定文書
 - 『コーデックス委員会において適用されるリスク分析についての作業原則』
 - 『食品の国際貿易における倫理規範』
- 食品添加物・汚染物質部会
 - 主な委託事項
 - 個々の食品添加物、汚染物質(環境汚染物質を含む)並びに食品及び飼料中の自然毒の最大基準値等の策定または承認を行う
 - 主な成果・策定文書
 - 各種食品添加物、カビ毒、汚染物質等の規格基準
 - 『食品中の汚染物質及び毒素に関する一般原則』
- 食品衛生部会
 - 主な委託事項
 - あらゆる食品に適用できる食品衛生に関する基礎的な規定案を作成する
 - 主な策定文書
 - 『食品衛生に関する一般原則』
- 食品表示部会
 - 主な委託事項
 - あらゆる食品に適用できる表示に関する規定案を作成する
 - 食品規格、取扱い規範及びガイドラインを作成する各個別食品部会によって作成される特定の表示規定案を検討し、必要があれば修正し、さらにそれを承認する
 - 主な策定文書
 - 『包装食品の表示に関する一般規格』
 - 『栄養表示ガイドライン』
- 分析・サンプリング法部会
 - 主な委託事項
 - 国際食品規格の分析方法及びサンプリング方法に適合したクライテリアを定義する
 - 分析及びサンプリング方法並びに品質保証について作業をしているその他の国際機関とコーデックス委員会の調整機関として機能する

- 主な策定文書
 - 『サンプリング一般ガイドライン』
 - 『測定の不確かさに関するガイドライン』
- 残留農業部会
 - 主な委託事項
 - 特定の食品または食品グループ中の農薬に対する最大残留基準値を策定する
 - FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)による評価のための農薬の優先リストを作成する
 - 主な成果・策定文書
 - 食品及び飼料における各種農薬の最大残留基準値
 - 残留農薬分析推奨法
- 食品残留動物用医薬品部会
 - 主な委託事項
 - 食品中の残留動物用医薬品の検討のための優先順位を検討し、最大残留基準値を勧告する
 - 主な成果・策定文書
 - 食品における各種動物用医薬品の最大残留基準値
 - 『食品中の残留動物薬の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン』
- 食品輸出入検査・認証制度部会
 - 主な委託事項
 - 食品輸出入検査及び認証制度のための原則及びガイドラインを策定する
 - 主な策定文書
 - 『食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン』
 - 『食品輸入管理制度ガイドライン』
- 栄養・特殊用途食品部会
 - 主な委託事項
 - 特定の栄養上の諸問題について検討し、栄養に関する全般的アドバイスを行う
 - あらゆる食品の栄養面に関する規定案を作成する
 - 主な策定文書
 - 『乳児用調製粉乳規格』
 - 『ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン』

〈個別食品部会〉 *は休会中の部会

- 乳・乳製品部会
 - 乳及び乳製品に関する国際的な規格、規範及び関連文書を作成する
- 加工果実・野菜部会
 - 加工果実及び野菜(乾燥スモモ及び果実・野菜ジュースを除く)の国際規格を作成する
- 食肉衛生部会*
 - 食肉衛生に関する国際規格並びに取扱い規範を作成する

- 魚類・水産製品部会
 - 生鮮、冷凍(急速冷凍を含む)またはその他の加工した魚類、甲殻類及び軟体動物の国際規格を作成する
- 新鮮果実・野菜部会
 - 新鮮果実及び野菜に関する国際規格及び取扱い規範を作成する
- 油脂部会
 - 動物性、植物性の油脂及び海産起源の油脂の国際規格を作成する
- 糖類部会*
 - 砂糖及び砂糖製品の国際規格を作成する
- 穀類・豆類部会*
 - 穀類、豆類及びそれらの製品の国際規格及び取扱い規範を作成する
- 植物タンパク質部会*
 - 植物タンパク食品の国際規格を作成する
- ナチュラルミネラルウォーター部会*
 - ナチュラルミネラルウォーターの地域規格を作成する
- カカオ製品・チョコレート部会*
 - カカオ製品及びチョコレートの国際規格を作成する

特別部会: 期限を設け、委任事項に定められた特定の議題を検討する。現時点においては、我が国が議長国を務めるバイオテクノロジー応用食品特別部会(CTFBT)のみが設置されている。

● バイオテクノロジー応用食品特別部会

我が国が議長国を務めた「バイオテクノロジー応用食品特別部会(CTFBT)」は、2000-2003年に計4回開催され、『モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則』、『組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン』及び『組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン』を取りまとめた。これらの文書は2003年総会において採択され、同特別部会は終了したが、2004年総会において、その再設置が決定され、我が国が再度議長国を引き受けることとなった。

2005年9月、千葉県において開催された再設置後初の会合においては、「遺伝子組換え動物由来食品」及び「栄養改変した遺伝子組換え植物由来食品」の安全性評価のガイドライン等を策定することが合意され、それぞれ作業部会を立ち上げて検討が進められている。特別部会は2009年までに最終報告書を提出することとされているが、次回会合は本年11月に千葉県で開催される予定である。

地域調整部会: 食品の規格や管理等に関する地域的な問題の議論や地域に関係の深い食品の規格策定を検討・提言する部会。アジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北アメリカ・南西太平洋の6部会がある。